

令和9年度

# 大田原市ゆめみらい応援給付金募集要項

〔募集期間：令和8(2026)年11月2日(月) から令和9(2027)年1月22日(金)まで〕

この給付金は、「子どもたちが、未来に羽ばたき活躍して欲しい」という篤志家の願いが込められた寄附金を原資とした、返還の必要がない給付金です。

大田原市から、未来に羽ばたき活躍できる人材育成を目的として、実施しています。

## 1 申込み資格

下記のいずれにも該当する者

- (1) 大田原市に住所を有する者の被扶養者
  - (2) 次のいずれかの大学等に令和9年3月末までに合格した者で、令和9年4月に入学予定の者。(ただし、②の場合は令和8年5月以降に入学した者も可。)
    - ① 学校教育法に規定する大学、短期大学又は専修学校の専門課程に進学予定の者。
    - ② 海外のその国における教育制度による大学、短期大学その他これらに類すると市長が認める学校に進学予定の者。
  - (3) 学習意欲が高く、「学業」、「スポーツ」又は「文化芸術」いずれかの分野における成績が特に優秀な者
- 《基準》
- ▷学業：全体の評定平均値が4.1以上であること
  - ▷スポーツ又は文化芸術：全国大会（又は同等大会と認められる大会）以上への出場経験があり、功績を残している者
- (4) 応募した分野（「学業」、「スポーツ」、「文化芸術」）の活動を、大学等において継続する者
  - (5) 申請者及び同一世帯の者が市税等を滞納していない者

## 2 給付額、回数

- (1) 給付額 年額100万円
  - (2) 給付回数 大学等の正規の修業年限の終期まで給付
- 《例》
- ▷4年制大学の場合→年100万円×4年間＝400万円
  - ▷6年制大学の場合→年100万円×6年間＝600万円
- (3) 給付時期 毎年度4月以降（在学状況を確認後に給付）

### 3 給付人数

#### ○ 2名

ゆめみらい応援給付金選考委員会で選考し、その結果により決定します。

### 4 提出書類

#### (1) 大田原市ゆめみらい応援給付金支給申請書

▶連帯して申請者の身元を保証する者2名

1名は、申請者の保護者又はこれに代わる者とし、もう1名は、申請者と別世帯の成年者で、独立の生計を営み、確実な保証能力があると認められる者とする。

#### (2) 推薦調書

《記入する際の注意事項》

▶評価欄については、学校長の判断において、各学校の調査書等の添付可。氏名、生年月日、学校名、卒業等、推薦する分野、推薦するに当たっての特記事項及び学校長の署名・印については必須とする。

#### (3) 自己推薦書

#### (4) 「スポーツ」、「文化芸術」における成績を証明する書類（「スポーツ」、「文化芸術」の分野に応募する者に限る）

#### (5) 申請者及び申請者と生計を一にする者の住民票の写し

### 5 提出先、提出期限

#### (1) 提出先 大田原市教育委員会 教育総務課 総務係（本庁舎4階）

〒324-8641 大田原市本町1-4-1

#### (2) 提出方法 持参又は郵送

#### (3) 提出期限 令和9年1月22日（金）

郵送の場合は必着。持参の場合は、午後4時30分までに提出すること。

### 6 選考、決定

#### (1) 「学業」、「スポーツ」又は「文化芸術」における成績や志望動機、学校長からの推薦調書など、提出された書類をもとに総合的に判断し、第一次選考審査（書類審査）を実施します。

第一次選考審査結果につきましては、応募者全員に通知します。

#### (2) 第一次選考審査を通過した者は、第二次選考審査（面接）を受験していただきますので、案内を通知します。

#### (3) 第一次選考審査、第二次選考審査の結果をもとに、支給の可否について決定します。

#### (4) 支給の可否については、3月中旬頃、本人に通知します。

#### (5) 支給決定者（受給者）は、3月25日（木）に篤志家との懇談を行いますので、必ず出席してください。

## 7 決定後の手続

- (1) 支給決定通知があったときは、「誓約書」「合格決定通知書の写し」を提出してください。
- (2) 給付金は、「大田原市ゆめみらい応援給付金支給請求書」及び「大学等の在学を証する書類の写し」を提出後、本人名義の口座に振り込みます。
- (3) 入学後2年目以降については、毎年「大学等が発行する成績証書」・「活動報告書等(当該年度の自身の活動を報告する書類)」を提出してください。

## 8 支給決定の取消し、返還

申請内容に偽りやその他不正があった場合は、支給決定を取り消します。また、大学を退学した場合や学業等の成績が著しく不良である場合も、支給決定を取り消します。

その際、既に支給した給付金は返還していただきます。

## 9 篤志家との意見交換

3月の懇談とは別に、受給者と寄附者である篤志家との意見交換会を毎年実施します。意見交換にあたり、受給者の「氏名」、「進学先」、必要に応じて「成績」の情報について、篤志家に提供させていただきますのでご了承ください。

## 10 他の奨学金との併用

大田原市ゆめみらい応援給付金の受給については、本市の貸与型奨学金及び本市以外の各種奨学金（給付型・貸与型）との併用は可能です。

なお、各種奨学金の受給を希望する場合、併用受給の制限を設けている場合がありますので、十分に確認してから申し込みください。

### **【連絡先】**

大田原市教育委員会 教育総務課 総務係  
〒324-8641

大田原市本町 1-4-1 大田原市役所 本庁舎 4階  
TEL 0287-23-3111

不明な点がありましたら、上記連絡先まで問い合わせください。